

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 5 月 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年5月8日（金曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時42分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課長補佐	大 沢 明 子	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

- ・陳情の取り扱い
- ・政務活動費

特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会の総括について
令和8年3月定例会における議案資料の訂正について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長及び松永靖恵委員外議員、吉田活世委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、吉田活世委員外議員につきましては、まだ出席をされておられません。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括について及び令和8年3月定例会における議案資料の訂正についてです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、案件は、新項目7番、陳情の取り扱いについてです。

令和6年10月23日の議会運営委員会において、提案会派から説明いただきましたが、協議の結果、現行どおり運用し、趣旨採択については、改めて協議することになっておりましたので、趣旨採択の取扱いについて、各会派に持ち帰り、次回以降協議することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

案件は、新項目10番、政務活動費についてです。

こちらは、令和6年11月18日の議会運営委員会において、政務活動費の見直し及び案分などの制約の精査、緩和について、政務活動費の増額・マニュアルの見直しを検討していくとなっておりますので、再度となりますが、提案当初の会派が現在はありませんので、当時の提案会派に所属していた松永靖恵委員外議員と吉田活世委員外議員に説明をお願いしたいと思います。今いらっしゃる松永靖恵委員外議員に説明をお願いします。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 当時の提案会派のやさしい未来へ歩む会としまして、①番の政務活動費の見直しについて提案をさせていただきました。この政務活動費の見直しというのは、政務活動費が毎月2万円で年間24万円というところで、もう少し金額を上げることで、個人で視察に行くとか、議員活動の質を上げるためにも必要ではないかということと、平成29年の12月にマニュアルが改正されて以来、その後、見直しが行われていませんので、その件についても検討していただければと思い、提案させていただきます。お願いいたします。

○吉田武司委員長 皆さん、御質問等ございますか。

内田委員。

○内田あや委員 すみません、既に前回御説明があったかもしれないんですが、マニュアル改正に関してはどういったところで御検討されていますか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 例えば各自治体によって交付対象になるもの、ならないものがありますので、今の時代に合わせてその対象となるものを追加していくのか、もしくはこれを外すとか削除していくのかという見直しについてです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 政務活動費そのものの見直しについては、現状では難しいと考えております。タブレットの導入だとか、そうでなくても議会費が増えていますので、そういった点から見ると、政務活動費の増額は現状では考えられないのではないかとということが1点と、マニュアルの見直しで何か具体的なものがあるのかどうか、あれば教えていただければと思います。

○吉田武司委員長 松永議員。

○松永靖恵委員外議員 これを削除するべきか、追加するべきかというのは、皆さんに御検討いただきたいのですが、まず和光市ではパソコンの購入についても対象としているんですが、ほかの自治体では対象としていないところがありましたので、そういうところの見直しだとか、あと例えば事務費におきましても、事務所があった場合にどういう範囲での事務所費が出るのかとか、そういう細かい点についてです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 パソコンは、他市では認めていないけれども、和光市で認めてくれということでしょうか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 実際、和光市では認められています。なので、認められていない自治体がある中で和光市は逆に認めてくれているということと、実際にその範囲がどこまで許されるのかどうかということです。やはり議員個々での活動の範囲も大分広がってきていると思いますので、その点について再度見直していただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 記憶ですけれども、パソコンのほうは、パソコンを購入する議員がいた際に、どこまで認めるか、そのほか、金券についてどうするのか、切手についてどうするのかということも議論した中で、パソコンだとか、最終的に個人の持ち物になるものについてはきちんとしましょうということで、現在のマニュアルになっているというふうに記憶しております。ですから、あとは活動の範囲が増えているから増やすということなのか、その辺は最初に申し上げましたけれども、現状で金額を増やすというのは難しいので、マニュアルの内容でどこまで広げるかというのは、それぞれ個々、具体的な案を出して検討していく必要があるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 進め方の質問なのですが、具体的には次回場で、提案会派以外も他市の事例等を踏まえた上で、金額に関して及びマニュアルに関して、こういうふうに当会派は考えますという形で、具体的なところも提案させていただく形でよろしいんですよね。

○吉田武司委員長 はい。その進め方です。

内田委員。

○内田あや委員 では、その際に正式にと思いますけれども、先ほど菅原委員のほうからありました、ほかの議会費が増えているから政務活動費を上げることは難しいという考え方については、私はちょっと違うのではないかなと思っています。議員活動の質を高めていくために必要な政務活動費がどうあるべきかということを考えた上で、議会費全体を捉えた上で検討を進めるべきだと思いますので、当会派としては、他市の事例も踏まえた上で持ち帰りたいと考えています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も1点、進め方についてなんですけれども、今、内田委員からもこういった御意見があって、提案会派からも恐らく趣旨を変えたいところがあると思うんですけれども、それを我々も見ないとなかなか判断がつかないと思うので、次回までに事前に共有していただけたらお話ができるかなと思いますので、それをお願いできればと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 御提案ありがとうございます。これももちろん次回の議会運営委員会までには作成したいと思いますが、現在、議員研修会の予算が一応10万円という中で、例えばそれ以上の金額の方でどうしても来ていただきたい場合は、ほかの自治体では政務活動費を皆さんがそれぞれ出して、来ていただいているという事例もありますので、その点も踏まえて皆様に検討していただければと思っています。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 追加で恐縮なんですけれども、あとは政務活動費の議論でいうと、透明性というところも他自治体では結構議論されているかなと思っています。当市議会に関しては、1枚目の表紙で何の項目に幾ら使ったという開示になっていますが、そのほかにも領収書を開示したり、あとは統計的に議会全体でどういうふうに使われているかというところを取りまとめたりと、透明性を高めることで政務活動費を上げるというような動きも見られると思うので、もし提案会派のところでもそのようなこともあれば折り込んでいただくなり、あとはまた私たちの会派としても提案をさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどの議論として、金額を上げるという議論と、その支出項目とかを見直していくという議論があったと思うんですけれども、今回の趣旨としては、例えば金額を上げていくという議論は、やはり議会費全体の中で予算配分を決めていく話かなというふうに思う

ので、今回それをテーマの中心として据えますとなかなか折り合いが難しいのかなと思うので、できれば次の回は、その支出項目について絞って議論したほうがいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 このことについては、今、各会派に持ち帰るということがありますので、今、質問した内容等を踏まえて、各会派に持ち帰っていただいて、また協議をしていただければと思います。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 確かに政務活動費をただ上げるということではなくて、内田委員もおっしゃっていたように透明性のある政務活動費の使い方だとか、項目によってこの部分に関してはやはり追加をすべきだということで、政務活動費というものが明らかになるのかなと思いますので、その点についてもまた次回、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 それでは、政務活動費については、各会派に持ち帰り、次回以降協議することよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

4月12日に開催した議会報告会について、各会派からいただきました御意見をまとめたものをお手元に配付しております。

また、提出いただきました御意見や当日のアンケート結果を基に、市議会のホームページに掲載する予定です。

これらを一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で総括したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

令和8年3月定例会における提案資料の訂正について、議長から発言を求められています。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 さきの3月定例会の、議案第27号、令和8年度埼玉県和光市水道事業会計予算の概要資料に誤記が判明した件について、報告をいたします。

お手元に配付しております、正誤表を御確認いただければと思います。

誤記の内容ですが、3月定例会において配付された、令和8年度予算の概要の18ページ及び提出議案の概要の20ページに記載の1、収益的収入及び支出のうち、事業費について、正しくは16億8,869万円と表記するところを、16億6,869万円と誤って表記しておりました。

なお、誤記は説明資料のみであり、予算書本体には影響はありません。

この誤記については、議会事務局を通じて私に報告があり、内容を確認した上で、本日報告をさせていただいております。

今後は、資料作成及び確認体制の強化と再発防止に努めるよう伝えております。

なお、正誤表につきましては、後日、全議員に配付いたしますので、お手数ですが該当箇所に差し込んでいただきたいと思いますっております。

○吉田武司委員長 それでは、令和8年3月定例会における提案資料の訂正についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に、次回の議会運営委員会等の日程を確認します。

今回は、5月21日、木曜日、午前9時30分から、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてとなります。

現在、和光市議会議員政治倫理条例については、提案会派同士でのすり合わせをしていただき、その内容を5月13日までに事務局へ提出していただくこととなっております。事務局においては、提出された内容を速やかに内田委員へ送付くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、内田委員におかれましては、提出されたすり合わせ内容をまとめていただき、次回の議会運営委員会開催までに資料作成のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今後の議会運営委員会の日程調整を行いたいと思います。

休憩します。（午前 9時46分 休憩）

再開します。（午前10時21分 再開）

では、次回以降の議会運営委員会についてをまとめたいと思います。

7月6日、議会だより編集事前打合せ2回目。

7月7日、改革議運。

7月9日、広報議運。

7月28日、改革議運。

以上で決定します。

時間は9時30分からとなります。よろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 4月21日の議会運営委員会において、事務局長から説明がありました、市庁舎等の開庁時間の変更に伴う議会棟の開閉時間についての御意見をいただければと思います。

○吉田武司委員長 ただいま議長からありました、市庁舎等の開庁時間の変更に伴う議会棟の開閉時間について、御意見や御要望はございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 基本的には合わせるということでもいいのかなと思います。特に8時半から9時

の間というのは、例えば月曜日だとその週の日程、あるいはその他の課題の確認だとかをやっているかと思いますので、9時からでいいかと思います。

一般質問の通告の受付についても8時半から9時にずらして、9時から具体的な事務作業を始めるという形でいいのではないかと私は考えます。

○吉田武司委員長 議会棟の開閉時間については、9時から16時半までとなっておりますが、これでよろしいのかどうか。あと一般質問の通告の受付について、今8時半に来た人たちがぐじ引きをするということになっていますが、これも開庁時間に合わせて9時にするかということなんですかけれども、これでよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 本会議と委員会の閉会時間によっては、16時半を若干回ってしまった場合についてはどうなのか、確認をさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 それは前回のときに、向こうと調整するということで、議会中については、今までどおり18時というふうに何か聞いていたんですけれども、どうなのでしょう。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 市のほうで、意見募集を12日までまだ行っておりますので、そちらで要望されるのでも全然大丈夫なんですけれども、この前の全協のときも議員の皆様から、開庁時間と合わせてしまうと、早くから来て下を利用している市民の方たちもいるため、早まらないかというような御意見を皆さんからいただいておりますので、この場でどのぐらいの時間がいいかというのをお聞きして、その要望を私から執行部のほうにするというような形ですので、特段その時間を開庁時間と絶対合わせなくてはいけないとかそういうことはありません。あくまでも私のほうで、今委員長が言われたように要望はさせていただきたいと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 傍聴で9時前から来られる方がいるということと、当然、委員会だとか本会議の状況によっては16時半を回ることがあるので、その辺は議会の運営の中で、極力、議員と事務局との関係においては、一般質問の通告時間については検討するとか、そういったような方法で検討していくことでいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 確認なんですけれども、やはり一般質問に当たって、事前に市の職員の方々とヒアリングをさせていただく機会が皆様、多分すごく多いと思うんですけれども、そこも開庁時間に合わせてということで、私たちも進めていくという方向感かなと思いますけれども、事務局の御意見とか、執行部とのやり取りとかがあれば教えてください。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今、あくまでも開庁時間のお話で、その一般質問の受付は9時から4時半までにするとか、今、内田委員が言われたように、答弁のヒアリングとかを4時半までにしましょうとか、そこら辺はまたできれば7月1日に執行してからのほうがよろしいのかなと。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 そこを待つ理由って何なんですか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 実際まだ始まっていない段階ですが、その議論をするよということを皆さんで決めていただくのであれば、それは全然その前にやっていただいても構わないです。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１０時２９分 休憩）

再開します。（午前１０時３７分 再開）

議会棟の開閉時間についてまとめたいと思います。

議会棟については、これまでどおり７時３０分から１８時までと、７月１日以降もしたいと思っております。また、９月定例会から、一般質問の通告は９時からというふうに決めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、議会事務局長におかれましては、執行部のほうにこの要望のほう、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

金井議事課長。

○金井議事課長 私のほうから、和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程についてです。

例規審査のため、総務課コンプライアンス担当へ審査を依頼した結果、疑義が生じる点について、皆様の御意見をいただければと思います。

資料、和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程の案を御覧ください。

現在の進捗状況になりますが、全体的に精査を終えており、御確認をいただきたい点が４点ございます。

順に説明いたします。

まず、第２条関係です。

第１条で議員氏名は議会において使用する氏名と規定していますが、議会中に通称名等が使えるだけでなく、第２条第２項各号に規定されているもの以外であれば広く使用が可能という認識でよろしいでしょうかという点です。

次に、第２条第２項第８号について、この規定は、書類に限らず議長が必要と認める場合は通称名等を使用させないことができるという認識でよろしいでしょうかという点です。

次に、第３条について、旧姓使用の場合、旧姓であることを証する書類の添付は不要でしょうかという点、最後に、この規定だと議長が辞職した場合、次の議長が決まるまでは申請ができないことになってしまいますが問題ないでしょうか、単に議長が不在のときはとすれば、不在期間は全て議会事務局長を申請先とすることができるという点です。

確認事項は以上となります。

なお、今後の流れですが、御意見を基に事務局で再調整を行い、総務課コンプライアンス担当で再審査をした後、弁護士に確認していただく予定となっております。

審査及び確認が終わりましたら、最終案を本委員会で確認していただき、議長決裁後、公布・施行といった流れとなります。

説明は以上になります。

○吉田武司委員長 各委員におかれましては、会派へお持ち帰りいただき、次回以降の議会運営委員会で協議したいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時42分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司